

さいたま市規則第115号

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年さいたま市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第6条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(勧告)

第3条 条例第8条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第9条の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第10条第1項（条例第13条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第6条 市長は、条例第10条第2項（条例第13条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見を述べる機会の付与に関する通知書（様式第4号）により、条例第9条の規定による命令を受けた者（条例第13条第2項の規定を適用する場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号）第14条第3項の規定による命令に従わなかった者又はその代理人）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る意見を述べようとするとき

は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に関する意見書（様式第5号）により、意見を述べなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第29号）

この規則中、第5条、第6条及び様式第4号の改正、様式第4号（その1）の次に1様式を加える改正規定、様式第5号の改正並びに様式第5号（その1）の次に1様式を加える改正規定は公布の日から、様式第3号の改正は平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 年 月 日
	所 属 職 名 氏 名	さいたま市 年 月 日生

上記の者は、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第6条第2項に規定する調査又は質問をすることができる職員であることを証明する。

年 月 日

さいたま市長 印

（裏）

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）

（調査等）

第6条 市長は、第3条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該空き家等に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



勸告書

あなたの所有（管理）する空き家等について、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勸告します。

空き家等の所在地等	
勸告の理由	
必要な措置	
措置期限	
備 考	

様

さいたま市長



命 令 書

あなたの所有（管理）する空き家等について、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第10条第1項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、命令の対象となる空き家等の所在地、命令の内容、その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

空き家等の所在地等	
命令の理由	
必要な措置	
措置期限	
備 考	

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



意見を述べる機会の付与に関する通知書

あなたが所有（管理）する空き家等について、次のとおり、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定による公表をするに当たり、同条第2項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に関する意見書（様式第5号（その1））を提出してください。

空き家等の所在地等	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
公表に関する意見書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



意見を述べる機会の付与に関する通知書

が所有（管理）する特定空家等について、次のとおり、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第13条第2項の規定により適用される同条例第10条第1項の規定による公表をするに当たり、同条第2項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に関する意見書（様式第5号（その2））を提出してください。

特定空家等の所在地等	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
公表に関する意見書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限

公表に関する意見書

（宛先）さいたま市長

提出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号 〕

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

空き家等の所在地等	
公表の原因となる事実 についての意見	
その他当該事案の内容 についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記入することができない事項は、別紙に記入して添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

公表に関する意見書

（宛先）さいたま市長

提出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号 〕

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第13条第2項の規定により適用される同条例第10条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

特定空家等の所在地等	
公表の原因となる事実 についての意見	
その他当該事案の内容 についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記入することができない事項は、別紙に記入して添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。